

## 令和5年度乗合バス事業者運行緊急支援金（第2期）交付要領

### （趣旨）

第1条 県の交付する乗合バス事業者運行緊急支援金（以下「支援金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営状況に加え、燃料価格高騰による厳しい経済的打撃を受ける乗合バス事業者に対して、今後の事業継続を支援し、県民の移動手段の維持、確保に資することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### （1）乗合バス路線

道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第3号に規定する路線定期運行であつて、県内において運行する路線をいう。

#### （2）乗合バス事業者

県内において乗合バス事業（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。

#### （3）乗合バス車両

道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、乗合バス路線に供する車両をいう。ただし、専ら高速バス車両（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送に供する車両のうち、発着地のいずれかが県外であるものをいう。以下同じ。）及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両として保有するものを除く。

### （支援対象事業者）

第4条 対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす乗合バス事業者をいう。

（1）県内に本店又は営業所を有していること。

（2）現在、乗合バス事業者自身が運行する乗合バス路線を有すること。

（3）令和5年10月1日時点において、当該乗合バス事業（休業していないものに限る。）を行っていたこと。

（4）当該乗合バス事業について、申請日時点において休業し、又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること。

（5）自己又は自己の法人の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（6）前号のイからキまでに掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人で

あってはならない。

(7) 県税に未納がないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、申請者が現在保有する乗合バス車両のうち、県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。以下同じ。）されている車両（休車しているものを除く。以下同じ。）1台当たり18万円とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、車両の数の算定に当たっては、県内で届出されている車両のうち、令和5年10月1日時点の車両の数又は交付決定日時点の車両の数のいずれか少ない数を上限とする。

(支援金の交付の申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者が規則第4条第1項の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和5年度乗合バス事業者運行緊急支援金（第2期）	令和5年度乗合バス事業者運行緊急支援金（第2期）交付申請書	別記様式第1	1	ア 履歴事項全部証明書 ※1 イ 期間内の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し ウ 支援金申請台数内訳書 エ 納税証明書（栃木県の県税に未納がないことの証明書）※2 オ 誓約書 ※1 第1期において補助を受けた事業者かつ変更事項のない事業者は提出不要 ※2 第1期において補助を受けた事業者は提出不要	各1	令和6年2月29日

(交付申請の回数)

第7条 支援金の交付申請の回数は、乗合バス事業者1社につき1回とする。

(支援金の交付)

第8条 知事は、交付の決定をした後、速やかに申請者に対し支援金を交付するものとする。

(適用除外)

第9条 支援金の交付に当たり、規則第11条及び第13条の規定は適用しない。

附 則

この要領は、令和5年度の支援金に限り適用する。